

シレジア地領継承の関係

長, 壽吉

<https://doi.org/10.15017/2344434>

出版情報 : 史淵. 6, pp.38-66, 1933-03-31. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :



シレジア地領繼承の關係

長 壽 吉

(一)

獨逸史家殊にプロイセン史家の多くは、プロセイ建國の歴史を説くに當りて、同王國及びその以前のブランデンブルグ選舉侯國が、帝國及びハプスブルグ家に對して、「尊信と忠實」を保持した事を述べて居る。然るにこの尊信と忠實との説明は、近世獨逸帝國建設の氣運に誘はれて、却つて歴史の真相を誤るものである事は、二三の獨逸史家が強烈に非難する處であつて、この事は既に二三の論文中に、私が述べたところである。當時の歴史は私の所謂獨逸史の地域的意義の時代に屬し、地域的傳統が帝國內諸邦に、殆んど完全なる自主的權能を與へ、自國主義が萬事を解決して、帝國內諸邦間の關係は、彼等と帝國外諸國との關係に異なるところ無く、之に對しては尊信忠實等の如き道義的解釋を下すべきものに非ずして、唯時代の趨勢がその當然の變化發展を有したりしこゝを觀察すべきものに屬して居る。私が今こゝに記さんとするシレジア地領繼承の關係の事實の如きは、能くこの意義を明かにするものであつて、獨逸史家の多くが尊信と忠實とを説明することは、徒らに道義的解釋に

捉はれ、史實の真相を暗くし、以て大局を見るに過誤を生ぜしむるものである。

私は昭和六年本誌第三輯拙稿「オリヴァ以後」に於て、當時侯國の政策が、瑞典對波蘭及び佛蘭西對奧太利、兩強大國對抗の間に在りて、左顧右眄何等の決定的傾向を有せず、所謂病的動搖を繼續し居たりし事を述べ、以てその間、獨逸史家の謂ふが如き帝國聯邦的自覺を、認め得ざることを明かにし、之を以てプロイセン建國の歴史に參照して、近世獨逸帝國統一の意義の如何なるかを知らむに欲したが、今茲にその續稿として、シレジア地領繼承の關係を述べ、更にこの意義を明かにせんことを欲するのである。之を要するに、獨逸史家の説明をそのまゝに了解して、十九世紀獨逸帝國の統一を、むしろ簡單なる國民的自覺、或は道義的統一の自覺に基礎を有せる歴史的發展なりとする事は、大なる過誤である。

瑞典波蘭兩國間に介在して、兩國勢力消長の決定投票的態度を持續したりしブラデンブルグ選舉侯國は、この兩國の衰へはじむるに従つて、更にその以前よりの狀態を繼續して、佛蘭西奧太利兩國間に介在する、決定投票的態度の國であつた。侯國が佛蘭西に求むるところはその資金であり、奧太利に求むるところは影の如き名聲と、帝國内諸小國に對するその威容である。然るに、この二つは何れも侯國が同時に希望するところである故に、侯國は兩敵對國に對して、不即不離の態度を示すにあらずして、或時は即き或時は離れ、病的なる關係に於て左右往返しつゝ、誠に動搖して少時も定まるどころ無き態度を有したのである。而してこの意味に於ける決定投票的態度は、佛蘭西にみりては消極

的であり、墺太利にありては積極的の意義を有す。換言せば、侯國の離反は佛蘭西にあり勢力伸張に失ふところとなれども、墺太利にとりては勢力の維持に危懼を生ぜしむるところなる。故に、墺太利は力を盡して侯國を、自からの對佛蘭西策圏内に止まらしめむとするのである。然るにこの形勢は、侯國の希圖に好都合である。その何等かの要求をなすに好機會を與へる。斯くて爰に於て、シレジア地領繼承の問題が起るのである。

顧みるに、「空前絶後の獨逸的屈辱」を稱せらるるサン・ジェルメン和約（一六七九年十月二十五日）に於て、選舉侯が獨逸帝位の繼承者として佛蘭西王子を承認したことは、前述の如き地域的獨逸史の一傾向に於ける現象として、私はむしろその當然の發展を觀察し度く思ふ。獨逸史家殊に國家主義觀、更に殊にプロイセン國家主義觀の史家ドロイゼンの如きが、この事實をいかに國民自覺的に又「尊信忠實」的に解釋せんかに苦慮したかは、既に前稿「オリヴァ以後」に於て私が述べた處である。ランケの如きも「瞬間的政略」てふ形容を以て、明確なる解釋を避くるが如き記述をなし、特にこの事實を獨逸帝國に有利に辯明せんき苦心せるブライシツクの如きは、「よりプロイセンのこそより獨逸的なり」を云ふ、牽強殆んぎ意義をなさざる説明を試みて居るのである。

然るに、之の和約前後の時期に在りて、選舉侯が佛蘭西王に致せる書翰、その他の文書を見る時は、何人も、いかに之等史家の解説が始んぎ悉く徒勞であるかを、知るに至るであらう。

同年四月、佛蘭西王に致せる書翰に曰く

「余をして余の正當なる要求を、多大に讓歩縮小せしめたるものは、實に之れ、陛下の人格に意圖に對する、余の眞實の崇拜に外ならず。而して尙、余が過多の地境を瑞典に讓與したる後、世上皆その光輝ある行動を指して、汲めども盡きざる源泉に在りしするところの寛恕を、陛下に希望する事も、亦この故に他ならず。(中略)若しも不幸にして世上の形勢が、余をして終に第一事則ち正義の點に立たしむるに至らんか、余は喜んで永久にこれと別離し、而して余は、生涯を通じて、陛下の利益以外の何ものにも、執着すること無かる可し」云。

又、同年十二月即ちサン・ジェルメン和約の後、ボンボンヌ伯に宛てたる書翰に曰く、

「余は確言す。余の餘生涯の間の余の最高の思慮は、則ち常に力強くこの條約を確保し、而して余の身軀に利益を犠牲に供しつゝ、陛下の恩愛を維持し、且出來得べくば増大せんことを存在するのである」云。⁽¹⁾

(II)

この異常なる親和希望に諂諛の目的が、軍資金の供給に存したことに就きては、ジョルヂ・バジエがその小著「ルイ十四世時代獨逸に於ける佛蘭西政策史補遺」⁽²⁾に於て、これを詳かにして居るが、尙この外に觀る可きは、侯國の遠大なる海外植民計畫に對する、佛蘭西の援助を目的として居る事である。この計畫及び海外植民地建設に關して、私は十餘年前に其の一般を某雜誌上に述べた事がある

が、この事は時勢の影響で、當時の侯國政策の不安定を、示すこの上に注意するべき處である。既に一六七五年頃以來、和蘭の老航海者ベンジャミン・ラウレの計畫に由りて、侯國は商船隊を和蘭より借用し、東フリイスランド海港エムデン等を占據し、遠くアフリカ西岸に植民地を開拓せんとした。今佛蘭西との親和希望は、正にこの計畫の途上にあるがためである。⁽³⁾一六八二年一月二十二日、侯國が佛蘭西と結べる防衛秘約第九條に曰く、「佛蘭西王は侯國船舶が本國及植民地各港に出入するの自由を認め、且加ふるに、侯國のアフリカ商會に對し、その船舶が何等かの危害をうけたる場合には、凡ゆる利益を保護し援助を與ふることを約定す」と云ふ。⁽⁴⁾

故に侯國の斯くの如き、非獨逸諸侯的なる、且非「尊信忠實」的なる佛蘭西親和策も、ストラスブルグ占領（一六八一年、九月二十八日）に次ぐに、レユニオン計畫の進行するに従ひ、又約束の軍資完からず、ボメラニア地領々有の確固たる能はざる状態に至るや、外形に於て獨逸史家の所謂帝國的態度に變じ、ハブスブルク家に對する尊信忠實の形容を生じ來るこゝ當然である。私は爰に、當時の東プロイセン内地植民の事實を回想し、之が必然的に伴ひ來るこゝろの宗教的意義が、上述の形勢變化を誘致したる事、而して時恰も一六八五年十月十八日のナント敕令廢止の事ありし事を、注意したく思ふ。東プロイセン内地植民に關し、その中の一たるザルツブルグ移住民の事蹟に就いて、私は嘗て舊稿に於て之を述べたことがある。これら新教徒ユグノオ等の誘致は、經濟的動機に於てのみ觀察すべきものにあらずして、同時に多くの宗教的意義を有するこゝを觀察すべきものである。こゝは、今こゝ

、に多く説くを要せざる所であらう。唯選舉侯の新教信仰を一瞥し、そのナント敕令廢止との關係を明かにする必要がある。⁽⁵⁾

シグスムンド・ヒルシの伯林福音協會講演「選舉侯及び妣ルイゼの追憶」の中には、侯が生涯を通じて終息に至るまで、新教的精神の普及に志したことが記してあり。又レオボルド・フォン・オルリヒは、その著「プロイセン國史」第三卷に於て、迫害をうけたる新教徒の移住者の物語に際し、選舉侯が大に感動したりしことを、その移住民の言に由りて記述し、「この悲哀なる物語に對し、侯は落涙を禁ずること能はなかつた」云ふ。少くも侯の宗教的感動は、その「政治訓諭」に就きては明らかに推定せらる可き、強きものであつた。之の事はナント敕令廢止の事件をして、侯國政策の轉換ならしむる所以と見るべきものである。然し私は、この宗教的動機のみを以て、侯國の佛蘭西親和策變更の基礎とするのでは無い。既に一六八四年八月以後に於て、オット・フォン・シュウエリンは侯國首都に使節として出發し、又フランチ・フォン・フリダクは伯林に使節として到着し、侯國の奧地利親和が計畫されて居た。唯ナント敕令廢止を期する宗教的理由が、強くこの關係を促進したことは明かである。

ナント敕令廢止の報に對し、侯が「今や全く佛蘭西よりは遠ざかる可きなり」言ひたりしことは、ブリブラムがその「侯國外交策史」に記するところである。バジエは「大選舉侯と佛蘭西王」の中に、「廢止以來、明らかに侯は不斷の焦慮を示して居た。佛蘭西使節レバナックは、この原因を言明す

るに躊躇しなかつた。侯の總ての焦慮と悲哀との根據は、常に宗教上の事情に存在した」を記して居る。⁽⁷⁾ ドロイゼンは形容して、「單純にして深厚なる興奮、それに於て、信仰深き義務の上の生氣ある感情」を曰ひて賞揚し。ブルツツは「犠牲を敢て辭せざる決意」を稱して、侯の心中を説明して居る。⁽⁸⁾ 斯くて侯國政策は、侯が「餘生涯の終息まで」變ることあらざるべきを誓約したる佛蘭西親和より、更に變遷して、奧太利親和に移らむ。一六八五年、十月二十九日「ボツダム敕令」を以て、侯は「佛蘭西新教徒にして、侯國に移住土着するものに對し、總ての侯國民權利を自由を與ふ」を宣言した。これ、ナント敕令廢止後旬日のことである。⁽⁹⁾ 而して奧太利侯國との間に土耳其侵入防衛に關する假協定の生じたりしは、その二個月の後であつた。この場合に於ても、さきの佛蘭西との關係に於けるが如く、シレジア地領繼承の問題は、侯國が奧太利援助の上の必要條件として解決すべきものに屬して居た。⁽¹⁰⁾

これより先き、一六八四年十二月八日付、皇帝より使節フリダクに發せる指令（侯國古文書集成、第十四卷頁一一四六以下）⁽¹¹⁾を見るに、帝は、選舉侯が無條件を以て土耳其侵入防禦の援軍を送る事を度々誓約したりし事、何故に侯は之の基督教歐洲の危險に對し無關心にして、唯そのシレジア地領繼承の要求をのみ固守するかを疑ふ事、及び目下の對土耳其防衛に際しては、侯の要求する援軍資金の支拂は、頗る困難なる事を説いて居る。（註、シレジア地領繼承の要求は、ウオラウ、リイグニツ、ブリーク及びイエゲルンドルフの諸地を謂ふ。これに關しては獨逸史資料集中に侯の要求企畫書あ

り、又ランケ、ドロイゼン及びエアドマンズデルファ等之を記す處あり⁽¹²⁾。然るに侯國の要求は、顧みしてこの地領繼承權承認を以て、埃國が侯國より援兵をうくるの條件なりとし、爲めに其の使節シェウエリンの埃國首府に於ける交渉を、フリダクの奔走は恒に背叛して、兩國の關係は頗る不決定のもの⁽¹³⁾が繼續した。

選舉侯の「政治訓諭」を見る時は、この關係を考ふるに充分であることに、所謂尊信忠實が如何なる意義に程度のものなりしかを知るに充分である。今こゝにその原文を抄録す。則ち選舉侯は侯國と埃國との關係の規範を訓諭するに、次の語を以てして居るのである。

“.....in guter Alliance stehen, jedoch aber solcher gestalt, das Ihr furchtmet auf....Eweler wolahrt fleissig acht habet, vnd darin dem Kayser nichts einreumet, etc.”

斯くの如くならば、シレジア地領を讓與せざる限り、侯國をして埃國の對佛蘭西策箇内に止まらしむる事は、埃國にこりて不可能のことに屬す。

帝はフリダク使節に書を送つて（一六八五年十一月二十六日付）、侯國政府に説明せしむるに、「侯國の要求する處は、何等全くその權利の基礎を有せざる事にして、吾等が何等の理由をもその上に見出さざる處なり」⁽¹⁴⁾とし、已むことを得ずば、前述のシレジア諸地領の代地を讓與し、之に「不可控訴權」を附與し、且侯に「帝國提督」の尊稱を許す、⁽¹⁵⁾こある可しとし、更に對土耳其戰の援軍派遣は、之等の事項は全く別個の問題なりとした。この時既に選舉侯は援兵を約束し、之に關する條

約を調定したが、(メルナア文書集、第二八三項、一六八五年十二月二十五日契約、援軍七千を對土耳其戰に送る事)⁽¹⁶⁾、同時に侯は新たにシュウイブス地領の繼承權を、その祖先よりの權利なりとして主張した。曰く

“Ungefährliche Punction, worauf die Abolition u. Tilgung aller Præensionen, welche an die R. K. M. S. Ch. D. Zu Brandenburg haben u. die Aufrihtung einer beständigen Defensiv Allianz zw. I. K. M. U. S. Ch. D. abzuhandeln. (Zum 6. Jan. 1686.) S. Ch. D. desideriren: 1.) Die Cession des schwiebusischen Kreises in perpetuum etc. S. Ch. D. offeriren hingegen 1.) Dass sie sich aller ihrer bis jetzo an I. K. M. habenden Præensionen gänzlich und in perpetuum begeben wollen”⁽¹⁷⁾

侯のこの要求の強固なることに關して、フリダク使節は帝に書を送り(一六八六年一月六日付、伯林發)曰く、「若し帝にして、この微少なるシュウイブスの如き地領を惜しみて、侯の要求を斥くることあらば、當然侯は忽ちその態度を變じて、かの恐るべき強力なる國王(註、佛蘭西王を謂ふ)に傾く可し」(大意)ミ。以て侯の強固なるシレジアのシュウイブス地領要求を知る可く、又同時に尊信忠實の何ものなりしかを知る可きである。⁽¹⁸⁾

このシュウイブス地領繼承の關係は、前記の援軍契約の當時に於て、終始兩國關係を紛糾せしめ、選舉侯は強硬に之を主張し、墺國は援軍の條件として地領を割讓するは、墺國の威嚴を失ふものなり

として、この問題と援軍とを、別個の義とすることを主張した。アルフレッド・ブリブラムはその著「ブランテンブルグ埃國關係史」第六一頁に、「この狀況あるにも拘はらず、尙兩國間の援軍契約の成立したりし理由は、結局東方土耳其の侵入と西方佛蘭西の壓迫とが、時を等しくして之の兩國を危からしめたことに在る」と述べて居る。然るに事實に於ては、この地領繼承の問題は、その裏面に侯國太子と埃國との秘密條約生ずるに至つて解決し、はじめて援軍契約が生じたものであると觀るを適當とする。則ち、この秘約は一六八六年則ち援軍契約翌年一月二十六日に於ける、「侯國太子の繼承地返還に關する交渉調書」に由りて、明かにし得べきもので、結局この秘約の存在が、その表面に於てシュウイブス讓與を決定し、この決定が選舉侯をして援軍契約に、その所謂尊信忠實を形容せしめたものに外ならない。

(三)

侯國太子フリイドリヒは、前後數回に亘りて、埃國使節フリダクと秘密に會見し、秘約を以てシレジア地領繼承の關係を、埃國との間に解決することとなつた。則ち現在の事情に於ては、援軍契約を中心とする兩國關係は、選舉侯の強硬なる地領繼承の要求に對して、埃國がシュウイブス地領を讓與するにあらざれば、到底和親同盟を確保し難きこと明かなる故に、埃國は將來選舉侯の死時には、同地領を侯國太子が返還することの條件の下に、一時的に同地領を讓與することに決定し、之の「返還

條約」の秘密契約を以て、一面侯國の要求に満足を與へ、一面墺國の威嚴を傷つけずして、困難なる交渉を進捗せしむる唯一の方法としたのである。之の返還條約に曰く、

「皇帝レオボルドミ侯國太子フリードリヒミの間に、シュウイブス地領返還に關する契約、——一六八六年一月の間に於て、（日付を缺く、）——今や豫期せらる、同盟が、たゞに皇帝及帝國にこりてのみならず、殊に侯國にとりて、最高に有慶にして且適宜なるこを見るが故に、然しながら、この時之に對して、侯國太子の父選舉侯に於て、全然到底取除き難く要求さる、シュウイブス地領繼承の件が、支障を來すこを見るが故に、該シュウイブス地領は一時日の間、少時墺國より割離さる、ものミす。その代りに侯國太子はこの回避方法に對し、強く責務を負ひ、且つ皇帝に對し誓約するに、次の事を以てす。則ち彼の父の死後に於て、該シュウイブス地領は直ちに再び割離さるべく、之を其の附屬權利悉くミもに、封土返還的に返還さるべく、墺國はこの時、該シュウイブス地領を、完全現實にその領有に再び歸せしむ云々」⁽²⁰⁾。

この秘約は一六八六年二月二十八日、ボツダムに於て調印締結され、（メルナア文書集、第二八五項、——同條文は同書七五〇頁、附錄第十四にあり⁽²¹⁾）、丁度一個月を経て皇帝選舉侯との間に「防守契約」が成立した。この防守契約の中には、シュウイブス繼承の代りに、前記のイエゲルンドルフ其の他地領繼承權の放棄を記し、且つ注意すべきは、「秘密一般的防守同盟」と稱して、二十年間の契約を明記し、又特に佛蘭西對抗の意義を記した事である（メルナア文書集第二八六項）⁽²²⁾。ランケは

これに就て述べて曰く、「總ての獨逸及び歐洲に於ける機會に於て、塙國と共同の事項をなす可く、又特に當時フアルツに對する佛蘭西の壓迫に對抗すべく」⁽²³⁾と。

選舉侯はシュウイブス地領を、塙國が譲與したるを以て大に満足し、更に新たに佛蘭西に對抗する塙國との共同行動を始むるに至つたが、侯は終にその死に至るまで、侯太子と塙國との間の返還契約の秘密に至つては、少しも知るところが無かつたと思はれる。或は、侯が若しこの秘約を知りたりしめても、選舉侯の從來の政策に照し見る時は、且つ當時の國際關係の不定信常なきに照す時は、侯は恐らく之に對し臨機の處理に於て、その返還の時日に、返還の事實を否定するに至るであらうと思はれる。實に侯太子彼自身さへも、後日この返還を百方に回避せんとして、術策を回らしたのである。而して侯が對佛蘭西策を塙國と共同するに至つたとは謂へ、その態度は猶未充分に明白ならざるものがあつた事は、フリダク使節が皇帝に致せる一六八六年十一月二十九日の書簡に於て、之を窺知するこゝが出来ゐる。曰く、「佛蘭西の側より瑞典に通告せるこゝろに由れば、選舉侯は佛蘭西が前約の軍資の殘餘を支拂ひ、且外に二十萬ターレルの軍資を供給することを條件として、佛蘭西と一層接近せる同盟を結ばんと試み居るものの如し。侯は余に誓つて、斯くの如きは全く虚偽の風聞に過ぎずと言へり」⁽²⁴⁾と。更に同使節が翌年一六八七年一月十七日付皇帝に致せる書簡に、侯國軍が土耳其との休戦のこゝを記せるものに於ても、之を知るこゝが出来ゐる。

前記「防守契約」を再び確認するこゝろの締約は、更に同年一六八六年五月七日に成立し、二十年

間の同盟が結ばれたが、之に對し皇帝はシュウイブス地領讓與に關する叙封書を明かにし、以て選舉侯をして安堵せしむる處があつた。斯くて侯國の帝國に對する、獨逸史家の所謂尊信と忠實とは、シレジア地領繼承の關係に於て、その意義と程度とを明かにし、しかも選舉侯は其の後この誓約に必しも忠實ならざるこゝに、前記のフリダク書簡に見るが如くであつた。而してこの對佛蘭西策は侯の死に至るまで、猶他の條件のこゝに、その本來の不確定を繼續したのである。この間の事情に就きブリブラムは述べて曰く「選舉侯はこの締約の後、僅に二個年にして歿した。彼はこの生涯の終を、ルイ王に對する戰備のために利用した。甚しく區々種々なる狀勢に應じて、その爲に同盟側の佛蘭西王との戰は、同王と同盟せる英國王（註ジエムス二世を謂ふ）の蹉跌をまつて始むるを可とされて居た（註アウグスブルグ同盟）。一六八八年の初め、ウイリヤム（註オレンヂ公）の英國侵略の終了は準備された。恰も其の時に、選舉侯は歿した」⁽²⁷⁾

(四)

新選舉侯フリイドリヒ三世（後の國王フリイドリヒ一世）は、諸國との平和關係の維持を主とし、或は波蘭、瑞典、丁抹、英蘭、和蘭等と和親の條約を結び、或は獨逸諸侯ハノオフエル、ヘッセン、サクゼン等と同盟し、殊に墺國に對しては、その「返還契約の當時に彼が示せる態度を持續して、對土耳其戰に援兵を送り、専ら墺國との同盟を強固ならしめむことを期して居た。即位の前（一八六八

(26)

年六月二十四日）の皇帝への書翰には、辭を盡して塙國との同盟を幸福とするの意を述べて居る。

曰く、

「吾父が幸に完成せる同盟に對し、余がいかに喜悅を感じるかは、筆舌に盡し難く。余はこゝに尙之に附きて確言し、且陛下に最も忠實に證言せんことは、則ち余は兩國の間に齟らされたる信賴を了解し、層一層確固たらしめ、常久に之を維持すること以外には、何等の希望も無きことなり。而して余は今後も從來の如く、陛下に對し余の敬服、不變の責務を負ふ貢獻を、力を盡して遂行し、何ものも之に缺くところなきを期す云々。」⁽²⁸⁾

こゝ然るに侯國四周の形勢、新選舉侯の性格、殊に當時の常態の政策は、之の言明を悉く無意義ならしめ、所謂尊信忠實の意義を明かにするに至つた。則ちシュウイブス地領返還の拒否「返還契約」の不履行不誠實である。

當時佛蘭西のレユニオン策は、ケルン領有の問題を中心として、獨逸諸侯に脅迫し、獨逸諸公は之に對し到底一致して當るの形勢なく、塙國は東方に專にして西方を顧みることも少なく、丁抹と瑞典とはシュレスウィヒ併有に關して争ひ、之の間に在りてブランデンブルグは孤立にして、しかも有利なる位置を有し、塙國とは同盟しながら、佛蘭西とは好からざれども少くも平和なる關係に立ち、畢竟決定投票的位置を持つることを得て、佛塙兩國の間に介在した。結局この形勢は侯國政策の不確定を招來し、延いてシュウイブス地領返還契約の不履行を敢てせしむるに至つた。⁽²⁹⁾而してフリードリヒ一

世王の「政治訓諭」を見るに、特に教ふるに「有利の情勢」ミ、その「機會」ミを見逃さぬミを以て、外交策の真髓ミせるミは、このシュウイプス地領繼承の關係に於ても、頗る露骨に表現され、返還契約を無視せんミして尠からず塙國を苦しめたのである。斯くの如きは當時の常態なりミは謂ながら、所謂プロイセン國の帝國及ハプスブルグ家に對する尊信ミ忠實ミは、全くその意を成さざるものであるミを知らしむ。政治訓諭の原文に曰く。

”—sich eine Gelegenheit zu Erwerbung neuer Advantage erzeuge, — und ehe deshalb zu den Waffen gegriffen wird, durch gewissenhafte, redliche, desinteressirte, in dem Interesse des Haus es erfahre, auch in anderen wichtigen Angelegenheiten probire und treu erfundene Diener alles wol erwegen und vor allen Dingen auf die Justiz der Sachen, etc.” “—sein Tempo recht wahrnint, — ob er gleich nicht in den Krieg mit eintritt, dennoch bei künftig erfolgenden Frieden, oder auch noch vorher, ein oder ander considerables Advantage zu erwerben Gelegenheit finden werde, etc.”

前記の皇帝への書翰に拘はらず、即位の後のフリードリヒ三世は、その「有利なる情勢」ミ「機會」ミを捉へて、之をその平和の手段の中に完成せんミに汲々たるものがあつた。侯は何等かの方法に由て、シュウイプス返還の義務を空無にせんために、その機會を窺つて居た。然るにミ、に侯にとりて二つの好適なる術策の端緒がある。その一は、佛蘭西勢力の東漸に對して、塙國が獨逸諸侯の一

致共同協力を必要とする事急であることである。其の二は、さきの一六八六年三月廿二日の防守同盟條約中に（其の第十七條）、侯及其の先代が、皇帝繼位の場合には、常に皇帝の意志を尊重し、ハプスブルク家系の繼續を主張すべしとするこのある事である。

佛蘭西に對しては、侯はその軍資支拂の誘に従つて接近を試み、以て奥國に危惧を抱かしめ、皇帝が其の子ヨゼフを後繼と定むるこの同意に對しては、頗る不明瞭なる態度を持し、かくて數年にして選舉侯國の態度は、全く「返還契約」と同盟との時代、則ち前選舉侯歿時前後の態度とは、頗る變化せるものなつたのである。選舉侯に對しては、上記の情勢と條件とを有利に導き、機會を捉へて以てその狡猾なる政策を行はんとするのである。ブリブラム及びレデブウルなどはこの點につきて記すところ殆無く、⁽³¹⁾レデブウルの如きは、「侯の度々の約束に反する動搖の理由は、何人にも全く解釋し難きものがある云々」、⁽³²⁾と言つて居るが、この不可解は吾等に對しては、直ちに了解しうる處である。何等の道義的内容無きものが、その殆んど總てであつた當時の條約誓言、而して、獨逸諸侯が帝國及び宗家に對して、何等の尊信と忠實とを有してゐなかつた當時に在つて、侯の如き性格の人がその態度を變更し曖昧とするこは、寧ろ正に然る可きものと考へられる。而して侯が返還誓約を空無ならしめむとし、且佛蘭西に接近して奥國に背く態度を示したりしものは、一方に於てプロイセン王位の要求をなすが爲である。則ちシュウイブス地領が王位かの問題を、奥國に提示するのである。

一六九二年ハノオフェルが選舉侯國を建立したりし時、同國と親交ありしブランデンブルグ選舉侯

は、當時對土耳其援兵に關して塙國の要求を拒むで居たが、塙國はこの態度に關して、近き將來に同國が何等かの要求、それは當然ハノオフェルの昇格に對して、王位の要求であるべきものを、提出するならむに知つて居た。實にこの要求は唯時の問題に屬するのみであつた。ブリブラムはその著（前掲）第一七〇頁に記して曰く、

「レオポルド帝はフリードリヒ選舉侯の要求を、恐れて居た。これは理由ある事である。ハノオフェルの成功は選舉侯に示すに、若し人が適宜な機會を利用せば、ウインにては思はざる效果を收め得るものであることを以てした。侯に就いては對土耳其援兵に關する交渉に於て、之を爲し得るに専らベルリンにては期待されて居た。云々」

ミ、土耳其の事あり、佛蘭西侵入のこゝあり、而して皇位繼承の事あり、シュウプス地領返還を無視し、之を代償として王位の要求をなさむとするには、最も「有利なる狀態」にして、その「機會」を與ふるものである。

(五)

一六九三年三月選舉侯は、遂に塙國の度々の要求に動かされて、對土耳其援兵の約を結ぶに至つたが、この條約に於ては、シュウイプス地領返還の問題には全く觸るゝところがなかつた。⁽³³⁾然るに侯をしてこの締約を決意せしめたりしは、獨逸内に於ける侯國の位置が、孤立して無援に陥らむを、佛

蘭西ミ侯國ミの親和が、頗る惡しき批評をうけ居たりし爲であるミ同時に、侯が頼みこせる英國は、議會の紛糾に専らにして、何等佛蘭西を牽制するに至らざりし爲である。⁽³⁴⁾そしてこの條約を期ミして、この情勢は更に侯をして終にシュウイブス返還の已むを得ざるを知らしめ、一六九四年十二月二十日に至つて、侯が長く契約を無視し居たるシュウイブス地領は、結局塙國に返還することゝなつた、實に前選舉侯の死時、而して今の侯が返還を誓約してから、殆七個年を経過して、始めて履行されたものである。返還決定の條約の文語に曰く、「シュウイブス地領の再引渡し、之は返還の契約に従ふものにして、之に就ては誓約したることを想起するに由つて、侯は同意を表明す云々」ミ。侯は七個年、其の返還の約を無視しつゝ、今こゝにその誓約を想起したるの意である。如何にその契約云々の過去が、道義的に空虛であつたかは驚く可きものがある。⁽³⁵⁾

然しながら侯國の塙國に對する關係は、猶未和解せざるものがある。其一は塙國が侯國の要求するプロイセン王號を承認せざるものがあるが爲であり、其二はポーランド王位繼承に關して、塙國がその保護の下にザクゼン公をして兼ねしむることを、侯國が喜ばざる爲であり、其三は、メクレンブルグ公位繼承に關し、塙國が侯國の主張するところを無視せるが爲であつた。今これらの詳細の説明は省略す。一六九五年七月十一日侯國は突如として、瑞典ミ防守同盟を結んだが、其の條約中の秘約に於て、兩國はポーランド王位繼承に關し、將來共同して塙國の政策に反對することゝを約して居る。⁽³⁶⁾尚又侯は再び佛蘭西に接近せんことを試み、以て一層塙國に反對し、之を牽制せんとする策を採つた。

レデブウルが其の著、前掲第四一〇頁に、一六九七年六月二十一日付の侯の書翰を引用せるものを見るに、佛蘭西との接近に關して侯はこれを、「唯皇帝がポーランド新王の援助を以て、何事か吾等に不利益を興ふる場合の、支持者を得る」に在りまして居る。則ち侯國の政策は、唯一時の方便に過ぎざるもので、必ずや忽ち更に轉換し來るものである事、殊に之の時代に於ける國際關係の、變遷極まるところなきものの一例である。

果して波蘭に派遣せる侯國軍隊が、エルビングを占領して塙國の抗議するところとなり、塙國が戰備を行ふや、侯國は波蘭より賠償を得ることを條件として撤兵し、忽ちにして翌一七〇〇年一月二十三日波蘭と攻守同盟を結び、しかもこの攻守同盟は、さきに侯國が同盟約を結べる瑞典に對するものであつた。⁽³⁷⁾斯くの如きはその目的とするところ、塙國をしてプロイセン王位を承諾せしむるに在つたことは言ふまでも無い。この時恰かも一六九七年十月のライスワイク平和締約後、列國は將に來るべき西班牙王位繼承の争を豫想して、秘かに西班牙領土分割を企て、塙國の意に反するものがあつたために、塙國も亦ブランデンブルグの援助を希望しつゝあり、このこゝはフリードリヒ選舉侯に對し、一舉にして塙國をしてプロイセン王位を承諾せしむるに、好機會を提するものであつた。

然るに侯國にさりて不幸にも、列國間に於けるその關係は困難なるものがある。若し侯國をして王位承諾を得しめ、明白に塙國の同盟者となる時は、西班牙王位繼承の問題を中心とする西歐諸國と、争覇の戦を始むるの決意を要し。又若し王位承認に成功せざる場合に於ては、この場合に於ても、既

に埃國との接近に由りて既に西歐諸國との關係は孤立にして、何等埃國の強壓に牽制を與ふべき方法を得ることがない。斯くの如くして侯國の方策は、こゝに全く兩面的なる欺瞞の外交、則ち當時に於ては決してその例少からざりしものに、歸するの外なきこととなつた。則ち一面に於ては、埃國に接近して王位を要求し、同時に西班牙王位繼承戰に埃國援助の軍を出し。一面に於ては、佛蘭西王に使を遣して、告ぐるに侯國が来る可き戰爭に、全く中立を守るべき事を以てしたのである。ブリブラムは之を説いて、當時の侯の困難なる狀態は、正に王位の要求さへも、一時全く放棄せんとするまでであつたこと記して居る（同前掲書第一七七頁參照）。

「彼は兩側に向つて満足を與へむとし、埃帝との遷延せる交渉が、何等かの効果を見出すに至るまでは、佛蘭西王に向つて決定的なる言明を差控へむとした」ことは、等しくブリブラムの記すところである（同書第一八四頁）。侯は兩端的外交に由つて王位の要求を成立せしむるに同時に、西班牙王位繼承戰役の渦中に入らざらむことを欲し、首鼠兩端唯時日を遷延して、埃國が窮迫して終に侯國の援助、否むしろその決定的態度を必要とするに至つて、一舉に王位を獲得せんとするのである。佛蘭西に附隨することは最安全なれども、從來の埃國との關係及獨逸内諸侯間の孤立無援を恐れ、且つシェウイブス地領返還の交渉を遷延せしめて要求したるプロイセン王號は、侯にとりて今やその最も欲するところのものである。侯は埃國に送れる使節バルトロデイに、王位の如き「一ターレルをも要せざる」ものを、埃國が拒否し、而して援兵同盟等を侯國に要求するは、餘りに過重の要求であるとし、

急速に塙國を動かして王位を承認せしむべしと命じた。

斯くて侯國の兩端的外交は、終に塙國をしてその不決定の態度に對する危惧に堪ざらしめた。一七〇〇年十一月に及び、兩國の間には秘約締結を見るに至り、侯國は塙國と共同の行動を、西班牙王位繼承の争に取るべきを約し、皇帝は侯國に許すにプロイセン王號を以てすることとなつた。⁽³⁸⁾侯はシェウイブス地領返還契約を無視し、之を代償として要求し居たる王位を得るに至つたが、之れ實に皇帝が侯國に感謝し、或はその功を稱して許したるものにあらずして、専ら兩國の交渉、しかもブランドンブルグ侯國の帝國及びハプスブルグ家に對する、不尊信と不忠實との結果として生じたるものである。誰人か之のシレジャ一地領繼承關係の史實を觀て、之を以て尊信と忠實なりとするものあらんや。

(六)

一六九九年カアロウィツ平和約を以て、塙國は東方土耳其の禍より安泰なるに至つたが、西方に在りては、一七〇〇年西班牙王チャールス二世歿して、遺言に佛蘭西王の要求を承認し、塙國の希望は全く失敗に歸した。この事は從來塙國が力を盡してブランドンブルグを同盟者たらしめたるその苦勞を空虛ならしめ、同時に侯國をしてその塙國接近に關する苦心を、徒勞たらしむるが如き結果となつた。唯殘るところのものはプロイセン王位である。然しながら侯國の國際位置は、決して王號を以て

安定したものではなかつた。レデブルは其の著前掲のものに曰く、

「フリードリヒはかくて多くの犠牲を以て、其の願望を達し得たりとは謂へ、多くの國君は侯國を觀るに、嫉視と羨望とを以てし、皇帝が唯脅迫せる事情に驅られて、王位を承諾したるものなりとされた。法皇クレメンス十四世の如きは、これに對して全く敵對の態度を示すに至つた」。

ミ、又ブリブラムは曰く、

「侯國宮庭は王の稱號を得て、輝かしくは見ゆるに至つたミは謂へ、同時に周圍の國々よりは見捨てらるゝ狀態ミなつた。侯國の國容は王冠を通じて向上すべきものなりしならむ。然るに却つて以前よりは、むしろ微小な姿となつた。」

ミ、不尊信と不忠實の結果は、こゝにその道義的結果をも伴ふものであつた。前選舉侯以來の政策は、唯單にプロイセン王位に終結して、北歐の一獨逸諸侯國は以後半世紀を、多くの意義なき狀態に於て繼續したのである。

今この一篇を終るに當り、私は二三獨逸史家の所論をこゝに抄録し、且これに反對する二三史家の所論をも加へんミ思ふ。ランケは其の著「プロイセン史」第三卷、第五章、第三三五頁に曰く、「いかにこの事實が、侯が從來常に確證し、且つ活潑なる語勢を以て言明したりしこミ、全く顯著なる反對をなすかを見る。然しながら思ふに、彼をしてかくも遙かに變化せしむるに至りしものは、兩者則ち不本意ミ瞬間の政略である。云々」、又ドロイゼンは其の著「プロイセン政策史」第三卷、第三

節、第四六七頁に、侯國の佛蘭西屈伏を辯じて曰く、「大なる獨逸的及歐洲的利益、それを侯が從來代表せるものの前に、侯は自己保持ミ云ふ謙遜なる程度に引き退いた。而して恰かもこの事のために彼の國家の本質を痿痺させた。實にこれ即ち、彼を他の獨逸諸地ミ區別せしむるものであり、又彼を辯解せしむるミころのものである。云々」ミ、又同第五頁に曰く、「獨逸の敵が宗主權の主義を以て、吾等國民の政治的存在を破滅せんミして、之に臨み來るに當り、正義ミ且つ義務ミに従ひ、恰もブランデンブルグの宗主權が動いて、之に對抗し、瑞典ミ戰ひ佛蘭西ミ戰ふ。其の權利ミ生存ミの防守に由りて強大ミなり、同族ミして古き權勢の塙國の側に立ちて云々」ミ。

アルフレド・ブリブラムはその著「塙國及ブランテンブルグ、一六八五より一六八八年」第六四頁に曰く、「侯がその全生涯を捧げたる理想は、侯國の權勢を帝國外に擴張し、之を帝國内に確立するミころの理想である。而して何等外國の勝誇れる君主に、耻づ可き臣屬ミならず、常に確實なる帝國諸侯ミして、之を遂行せんミせる事である云々」ミ。又クルト・ブライシツクは其の著「選舉侯ミ國民的理想」、(邊疆研究新編、第七卷、第二六四頁前後)に曰く、「侯國政策の總てを國民的なりミするドロイゼンの觀察が、過誤なりミするも、侯及其の後繼が、自國の特殊利益を、帝國一般の利益より先きにしたりミして誹謗するは、不當である。實はそれ以外には、方法無かりしなり。この健全なる自己利欲心こそは、吾等國民の最も喜ぶ可きものに外ならない。よりブロイセン的であればある程、より獨逸的である。それは些少たりとも、國民的傾向の自覺を有つミを要しない。たミへ一層

れそが特殊利益的であつたにしても、侯國政策は多くの場合に、結局は一般獨逸的利益を代表せねばならならなかつた事は、明白である云々」と。

フエルヂナンド・フェリングは、其の著「一六七九年より八七年に至る佛蘭西、ブランデンブルグ關係史」第二頁に曰く、「大選舉侯の政策は、本質に於て自國的にして、獨逸的ならざる刻印を有す。帝國的利害との衝突は、その免がれ難き處である。誇張せる帝國愛國主義の理性は、遂に無稽の謔語にまで陷つた。歴史家はこれら政策の價值不價值を定むるに當りて、先づ以てそれが果して、特殊のブランデンブルグ・プロイセンの利害との、適不適を問ふ可きである云々」。「いかにドロイゼンが誇大なる偏見に陷つたか、いかに彼が侯國の利己欲を美化することを爲し得たかは、彼がナイメーヘン平和締結の結果を論じ、彼一個の競争熱に驅られて、途方も無き誇言をなせることにも知られる。同時に彼は、佛蘭西のレユニオン策の擴大に關し、これを獨逸の自由、則ち之を恰も侯國政策が一六七九年以後に稀なる完成の華を咲くに至らしめたるものと見て、述べて居る云々」。

リヒアルド・フェスタアは、其の著論「佛蘭西使節レベナツクの伯林報告の批判に就て」、(史學時論第九二卷、第十九頁以下)に於て曰く、「審美的の世界觀者には、史實の赤裸は驚怖すべきものならむ。歴史家はこれに對し、眼を開きて能く見る可し、政治的錯誤を美化することは、元よりドロイゼンの關與す可き事でない。彼はその國際家主義的狂燥に於て、國家利益の損害を論ずる場合には、彼は何事をも少しも容赦せざる態度となる。然しながらドロイゼンの眞の過誤は、彼がブランデ

シエジアの地域的時代を、餘りに夙に早く終らせ、而して彼の時代のプロイセン國家の意義を、餘り遠く年代を溯らせた事に、存するのである云々」云々。

- 1) Urkunden und Actenstücke zur Geschichte Brandenburgs. Bd. 2. p. 531. an Ludwig XIV. 30. Apr. 1679.—p. 537. an Pomponne. 21. Dec. 1679.
- 2) Georges Pagès: Contribution à l'histoire de la politique française en Allemagne sous Louis XIV. Paris, 1905.
- 3) Ferdinand Hirsch: Der Gr. Kurfürst und Ostfriesland. Aurich, 1914. — H. Kirchhoff: Seemacht in der Ostsee. Kiel, 1904. Bd. 1. pp. 147—161.—Carteron (le capitaine): Les anciennes ambitions maritimes et coloniales de la maison de Hohenzollern. Thèse-Paris, 1918.
- 4) Moerner Staatsverträge. No. 247. 1682. 22. Jan. Cologne sur la Spree. Modificierte geheime Def. All. Art. 9.
- 5) Max Beheim-Schwarzbach: Hohenzollernsche Colonisation. Lpz. 1874.
- 6) Sigmund Hirsch: Erinnerungen an den Gr. Kurfürsten und seine Gemahlin Louise von Oranien. Ein Vortrag. Berlin, 1852. — Leopold von Orlich: Geschichte des Preussischen

States im 17. Jahrhundert, etc. Berl. 1838.

7) Georges Pagès: Le Gr. Electeur et Louis XIV., 1660—1688. Paris, 1905. p. 564.

8) Droysen: Gesch. d. preuss. Politik. III. 3. p. 530. — Hans Prutz: Aus des Gr. Kurfürsten letzten Jahren. Berlin, 1897. p. 296.

9) "Edit de Sa Serenité Electorale. Donné à Potsdam le 29 d'Octobre 1685." vide U. u. A. Bd. 14., pp. 1205-1206. "Fridag an den Kaiser. Dat. Berlin, 19. Nov. 1685."

10) Moerner Staatsverträge. No. 283.

11) U. u. A. Bd. 14. Auswärtige Acten. pp. 1146—.

12) Quellensammlung zur deutschen Geschichte: "Entwurf der Gr. Kurfürsten zur Erweiterung von Silesien."

13) Ranke: Neun Bücher preuss. Geschichte, Droysen: Gesch. der preuss. Politik, Erdmannsdoerfer Deut. Geschichte, 1648—1740.

14) "Väterliche Vernahnung, 19. Mai 1667."

15) U. u. A. Bd. 14. pp. 1218 — 1220., vide Alfred Pribram: Brandenburg und Oesterreich, 1685—1688. Wien, 1890. p. 44.

16) Moerner Staatsverträge No. 283. Berlin, Convention. Art. 1 u. 5.

- 17) U. u. A. Bd. 14. pp. 1237—1238., vide Pribram: op. cit. p. 46.
- 18) *ibid.* Bd. 14. p. 1233.
- 19) *ibid.* Bd. 14. p. 1250. "Conferenzprotocoll Kurprinzl. Revers betreffend."
- 20) *ibid.* Bd. 14. pp. 1248—1249., vide Pribram: op. cit. p. 92.
- 21) Moerner Staatsvertræge No. 285. Text, *ibid.* p. 750. Anhang XIV. "wihl Friedrich Churprinz z. Brand. Vrkunden vnd bekennen hiernit etc. Actum Potzdamm d. 28. Febr. Ao. 1686."
- 22) *ibid.* No. 286. "Defensionstractat. "22. Maerz 1686.
- 23) Ranke: op. cit. p. 89.
- 24) U. u. A. Bd. 14. p. 1335 & p. 1341.
- 25) Moerner Staatsvertræge No. 289, 290. "Der sogenannte Satisfactionstractat."
- 26) U. u. A. Bd. 14. p. 1296. "Lehensbrief ueb. den Schwiebuser Kreis. Dat. Wiener Neustadt 3. Juli 1686. Concept."
- 27) Pribram: Oesterreich u. Brandenburg, 1688—1700. Wien, 1890. p. 10.
- 28) U. u. A. Bd. 14. p. 1300. Kurprinz an d. Kaiser dat. Coeln a. d. Spree, 24. Juni 1686.
- 29) vide Carl von Ledebur: Koenig Friedrich I. v. Preussen. 1878. Bd. I., Samuel Pufendorf:

De rebus gestis Friderici III. Electoris Brandenburgici, Commentariorum etc. 1784., Pribram: op. cit.

30) "Zweite Ermahnung Koen. Friedr. I. an seinen Nachfolger. Coeln a. d. Spree, 1705 Mai 9. Reinconzept gezeichnet von Ilgen im Koenigl. Hausarchiv. Eigenhaendige Unterschrift des Koenigs. " (Quellensammlung z. deut. Geschichte.)

31) vide Hans Pruz: Brandenburg und Frankreich, 1688. Leipzig, 1884. pp. 255-. Pribram op. cit. Ledebur op. cit.

32) Ledebur: op. cit. p. 339.

33) Moerner No. 369. "Sendung eines brand. Hilfscorps v. 6000 Mann gen Ungarn (event. auch gen Frankr.) auf die Dauer d. damaligen Krieges in Ungarn und Frankreich."

34) Pribram: op. cit. p. 44.

35) Moerner No. 382. "Vertrag ueb. d. Rueckgabe d. Schwiebusser Kreises etc."

36) ibid. No. 396

37) ibid. No. 434.

38) ibid. No. 443. "1700. 16. Nov. Wien. (Erneuerte geheime Def.) Alliance, in welcher die

Annahme der Koenigl. Wuerde zugestanden wird. Art. 6, 7."

39) Ledebur : op. cit. p. 420, Pribram : op. cit. p. 175.

40) Ranke: Preuss. Gesch., Droysen: preuss. Politik, Pribram: Brandend. u. Oesterr., Kurt Breisig: Der Gross. Kurfuerst u. d. nationale Idee (Maerkische Forschung), Ferdinand Fehling: Frankr. u. Brandendb. in den Jahren 1679 bis 1687., Richard Fester: Zur Kritik d. Berliner Berichte Rébenacs (Hist. Zeitschr.)

前輯正誤表(ケレタロの罪の由來に就て)

頁	行	誤	正
五	九	西班牙	西班牙
九	一	ナボレオン	ナポリ
一	二	到着は前	到着以前
		ある可きも	體に信ぜらるゝ事もある可きも
一	六	三考へたりしと等しく	考へたりしと等しく空虚は取扱ひ易き物
同	二	六 結細	精細
二	三	二 覺味	覺書